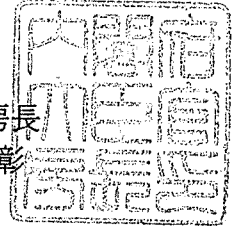


府 人 第 1 0 4 2 号
令和 5 年 8 月 2 5 日

行政文書開示変更決定通知書

福田 護及び別紙請求者目録記載の者 殿

内閣府大臣官房長
原 宏彰



令和 3 年 4 月 2 6 日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、令和 5 年 8 月 2 4 日付け府総第 3 3 8 号をもって内閣総理大臣が行った裁決を踏まえ、令和 3 年 6 月 2 1 日付け府人第 7 2 7 号—2 をもって通知した行政文書開示決定処分（以下「原処分」という。）において不開示とした部分のうち、下記の部分を変更し、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
2020 年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、内閣総理大臣が任命しなかった者がわかる一切の文書
- 2 新たに不開示部分の一部を開示することとした行政文書
 - (1)令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①
 - (2)令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②
 - (3)令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③
 - (4)令和 2 年 10 月 1 日付の任命に係る意思決定過程における伝達記録
 - (5)日本学術会議会員の任命について（文書番号：府人第 1181 号）
- 3 新たに開示する部分
 - (1) 上記 2 (1)及び(2)の文書のうち、人事に係る事務の内容について 7 文字目から 1 2 文字目までの部分。
 - (2) 上記 2 (3)の文書のうち、人事に係る事務の内容について 8 文字目から 1 3 文字目までの部分。
 - (3) 上記 2 (4)の文書のうち、任命されなかった候補者の氏名、専門分野及び所属・職名に関する記載。
 - (4) 上記 2 (1)及び(5)の文書のうち、「日本学術会議会員候補者推薦書」及び「第 25—26 期 会員候補者名簿（案）」に記載された、任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性別、所属・職名、及び専門分野。
- 4 不開示とした部分及びその理由
上記 3 に記載の部分新たに開示することとし、文書(1)、(2)、(3)及び(5)のうち、原処分において不開示としたその他の部分については、原処分の「3 不開示とした部分及びその理由」の欄に記載のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）第 5 条各号の規定に該当するため、それぞれ不開示

とした。

※、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法等により、開示の実施を受けられます。なお、開示請求において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の 種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払い いただく開示実 施手数料（※）
A4判の文書又は図 画を開示する場合	閲覧	100枚までにつき 100円	200円	0円
	複写機により用紙に白 黒で複写したものの交 付	用紙1枚につき10円	490円	0円
A4版文書 合計49枚 (うちカラー4枚)	複写機により用紙に白 黒又はカラーで複写し たものの交付	用紙1枚につき 白黒 10円 カラー 20円	530円	0円
	スキャナにより読み取 ってできた電磁的記録 をCD-Rに複写したも のの交付	CD-R1枚につき100 円に、文書等1枚ごと に10円を加えた額	590円	0円
	電磁的記録を 開示する場合	用紙に出力したものの 閲覧	100枚までにつき 200円	0円
電磁的記録 5ファイル 用紙に出力した場合 合計49枚 (うちカラー4枚)	用紙に白黒で出力した ものの交付	用紙1枚につき10円	490円	0円
	用紙に白黒又はカラー で出力したものの交付	用紙1枚につき 白黒 10円 カラー 20円	530円	0円
	CD-Rに複写したも のの交付	CD-R1枚につき100 円に1ファイルごと に210円を加えた額	1,150円	560円

※ 令和3年6月21日付け府総第727号-2の開示決定により開示した部分を改めて補正したものの開示であるため、改めての開示の際の開示実施手数料は、当初の開示の開示実施手数料を下回る場合には発生いたし

ません。改めての開示の際の開示実施手数料が、当初の開示の開示実施手数料を上回る場合には、その差額が実際にお支払いいただく開示実施手数料となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時・場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択して下さい。

日時：令和5年8月28日（月）から令和5年10月30日（月）まで（土・日曜・祝祭日を除く。）の10:00から17:00まで（昼休み12:00～13:00を除く。）

場所：内閣府大臣官房総務課（情報公開窓口）執務室内
東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から5日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に発送予定

郵送料（見込み額）

写しの送付の場合：通常郵便物（定形外） 150gまで 210円

CD-Rの送付の場合：通常郵便物（定形外） 100gまで 140円

6 担当課等

内閣府大臣官房人事課庶務・文書係

TEL：03-5253-2111（内線31311）